

(第3号様式)

様式はホームページからダウンロードできます

ディスポーザ排水処理システムしゅん工報告書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

(設置者)

住 所

氏 名

(電話)

下記のとおり「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第5条の定めにより、事前協議を行ったシステムの設置工事が完了しましたので報告します。

設 置 場 所	
建 物 名 称	
使 用 者	住 所 氏 名 (電話)
指定下水道工事業者	業 者 名 氏 名 (電話)
設 置 概 要	
規格適合評価	評価機関名： 評価番号： 名 称： 評価メーカー：
工 程	竣工年月日： 使用開始予定日：
施 工 業 者	破碎装置部： 配管系統部： 排水処理槽部：
維持管理業者	破碎装置部： 配管系統部： 排水処理槽部：
排 水 処 理 槽	設 計 人 員： 設計生ゴミ量： 計画汚水量：

(第4号様式)

ディスポーザ排水処理システム使用開始届出書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

(使用者)

住 所

氏 名

(電話)

下記のとおり「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第6条の定めにより、事前協議を行ったシステムの使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

設置場所	
建物名称	
建築物の概要	戸数： 階数： その他：
使用するシステム	名称： 認定番号： 認定メーカー：
使用開始年月日	年 月 日

使用するにあたっては法令、京都市が定める条例、要綱、基準及び下記事項を遵守します。

- (1) システムの維持管理について、メーカーの指定を受け、システムの維持管理に関する技術指導又は研修を受けた維持管理業者と維持管理業務に関する委託契約を締結します。
- (2) 維持管理業者が実施する点検に関する記録等（維持管理、清掃、汚泥処理、水質検査等）を3年間保存するとともに、管理者が必要と認める場合には提出します。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導及び検査に協力します。
- (4) システムの構造又は使用方法の変更、改善等の措置を行うよう求められたときは、その内容に従います。
- (5) システムから発生する汚泥等を抜き取り処分しようとするときは、事前に京都市の担当部局と協議します。
- (6) システムを第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合は、当該第三者に対し当該システムの維持管理責任を承継させます。

※京都市上下水道局ホームページ（トップページ）→事業者のみなさまへ→排水設備工事→
ディスポーザの設置について

●提出書類 各1部

ディスポーザ排水処理システムしゅん工報告書（第3号様式）

ディスポーザ排水処理システム使用開始届出書（第4号様式）

（フラットファイルでの提出不要）

●添付書類

①維持管理業務契約書の写し

②ディスポーザ排水処理システム設置後の写真（申請内容と整合しているかを確認）

【破碎部（抜粋）】

- ・設置全体外観、詳細（申請機種で設置された事が確認できる写真※）

【処理槽】

- ・設置全体外観、内観状況、通気管設置状況、詳細（申請機種で設置された事が確認できる写真※）

※（例：銘板、認証番号等）